

岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行条例について

岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
 - 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
 - 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
 - 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
 - 六 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要

三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならぬ旨

四 保全調整池の管理者及びその連絡先

五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号

二 貯留機能保全区域の位置

三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

四 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき、雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。